

指定種苗と農薬の表示

現 行

改 正 後

【表示項目】

表示をした種苗業者名及び住所
種類及び品種
生産地
採種の年月又は有効期限及び発芽率
数量

その他省令で定める事項

薬剤により病害虫の防除をした旨及び使用薬剤名

種菌は製造年月、トリコデルマの有無

【指定種苗】

穀類 5
野菜 36
果樹 15
花き 32
飼料作物及び芝草 24
きのこ類 16 計128種類

農薬使用基準省令（平成15年
農林水産省・環境省令第5号）

食用農作物等への農薬の有効成分の
種類毎の総使用回数の制限



【表示項目】

～ 略

その他省令で定める事項

1. 食用又は飼料の用に供される農作物等の種苗で農薬を使用したものについては、その旨、使用した農薬中に含有する有効成分の種類及び種類ごとの使用回数 注

2. 食用農作物等以外の種苗は農薬を使用した旨農薬中に含有する有効成分の種類
(種菌は現行と同じ)

【指定種苗】

穀類
豆類
いも類
工芸農作物のうち糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬料に利用されるもの
野菜（食用花きを含む）
飼料作物
果樹 15
花き 32
芝草 18
きのこの種菌

注：現行の指定種苗は、作付面積、生産額等から重要性が高いもの、品種数が多く種苗の商業流通が広範に行われているものを告示指定。

注 農薬の容器に使用時期、使用態様が記載されている場合は当該区分ごとの使用回数を表示する。
果樹等多年生植物の苗木、穂木は非食用扱いとする。